

福岡県公報

平成22年12月17日
第 3 1 9 8 号

目次

告 示 (第1966号 - 第1990号)

国土調査の成果の認証	(農山漁村振興課)	1
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	1
指定介護老人保健施設の許可	(高齢者支援課)	2
指定介護老人保健施設の廃止	(高齢者支援課)	2
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	2
軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し	(税 務 課)	2
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	3
道路の区域の変更	(道路維持課)	3
道路の区域の変更	(道路維持課)	3
指定確認検査機関の業務を行う事務所の所在地の変更	(建築指導課)	3
保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(森林保全課)	4
保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(森林保全課)	4
保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(森林保全課)	4
保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(森林保全課)	5
保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(森林保全課)	5
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	5
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	5
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	6
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	6
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	6

特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	7
道路の区域の変更	(道路維持課)	7
道路の区域の変更	(道路維持課)	8
道路の供用の開始	(道路維持課)	8
廃川敷地等の発生	(河川課)	9

告 示

福岡県告示第1966号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき、次のように国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成22年12月17日

福岡県知事 麻 生 渡

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
柳川市	平成19年度から平成22年度まで	地籍図及び地籍簿	三橋町今古賀・藤吉の各一部	平成22年12月2日
行橋市	平成21年度から平成22年度まで	地籍図及び地籍簿	大橋一丁目の一部	平成22年12月2日

福岡県告示第1967号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成22年12月17日

福岡県知事 麻 生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡須恵町大字旅石字松本465番1、465番4及び465番5並びに字日焼468番1、469番1、470番1、470番2及び551番3
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市博多区店屋町5番2号

株式会社 松下商店
代表取締役 松下 繁夫

福岡県告示第1968号

介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の規定に基づき、介護老人保健施設の開設を許可したので、同法第104条の2第1号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第137条の2の規定により次のように公示する。

平成22年12月17日

福岡県知事 麻 生 渡

サービスの種類	介護保険事業所番号	施設の名称及び所在地	開設者の名称	許可年月日
介護老人保健施設	4052080118	介護老人保健施設 ふる里 糸島市二丈深江2359-2	医療法人親和会	平成22年12月1日

福岡県告示第1969号

介護保険法（平成9年法律第123号）第99条第2項の規定に基づき、介護老人保健施設から廃止の届出があったので、同法第104条の2第2号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第137条の2の規定により次のように公示する。

平成22年12月17日

福岡県知事 麻 生 渡

サービスの種類	介護保険事業所番号	施設の名称及び所在地	開設者の名称	廃止年月日
介護老人保健施設	4052080092	介護老人保健施設 ふる里 糸島市二丈深江2359-2	社会福祉法人清新会	平成22年11月30日

福岡県告示第1970号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成22年12月17日

福岡県知事 麻 生 渡

1 届出年月日

平成22年12月2日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ショッピングモールなかま

(2) 所在地 福岡県中間市上蓮花寺一丁目1-1 外

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社ダイエー 代表取締役 西見 徹	株式会社ダイエー 代表取締役 桑原 道夫

福岡県告示第1971号

福岡県税条例（昭和25年福岡県条例第36号）第91条の3第2項の規定に基づき、軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、福岡県税事務処理規程（昭和48年9月福岡県訓令第16号）第135条の規定により次のように告示する。

平成22年12月17日

福岡県知事 麻 生 渡

1 特約業者の氏名又は名称

栗丸 政人

2 主たる事務所又は事業所の所在地

福岡県筑後市大字和泉483 - 2

3 特約業者の指定取消年月日
平成22年11月1日

福岡県告示第1972号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成22年12月17日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡篠栗町大字津波黒字イリテウ295番8、295番16、295番23、295番24、301番6、301番17及び301番18

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
糟屋郡篠栗町大字津波黒301番地2
松井 功

福岡県告示第1973号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年12月17日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
			前	八女市星野村8160番2先から 八女市星野村8037番1先まで	7.0 ~ 19.5	523.5

八 女	県 道	八 香 女 春 線	後	同上	7.0 ~ 19.5	523.5
			後	同上	11.0 ~ 57.0	

福岡県告示第1974号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年12月17日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
那 珂	一 般 国 道	200 号	前	筑紫野市大字山家770番1先から 筑紫野市大字山家940番51先まで	11.0 ~ 20.0	64.0
			後	同上	11.4 ~ 22.3	

福岡県告示第1975号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の21第2項の規定に基づき、指定確認検査機関から確認検査の業務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第3項の規定により次のように公示する。

平成22年12月17日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定確認検査機関の名称及び所在地
(1) 名称 財団法人福岡県建築住宅センター
(2) 所在地 福岡市中央区天神1丁目1番1号

2 業務区域
福岡県の全域

3 変更後の事務所の所在地
本部 福岡市中央区天神1丁目1番1号
北九州事務所 北九州市小倉北区大手町1番1号
筑後事務所 久留米市櫛原町字3丁目59番1
筑豊事務所 飯塚市吉原町6番1号

4 変更年月日
平成22年12月24日

福岡県告示第1976号
森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施
業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において
準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成22年12月17日
福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和58年9月27日福岡県告示第1594号

2 変更に係る指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法 変更しない。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び篠栗町役
場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1977号
森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施
業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において
準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成22年12月17日
福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和58年7月5日福岡県告示第1103号

2 変更に係る指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法 変更しない。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び北九州市
役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1978号
森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施
業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において
準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成22年12月17日
福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和57年12月17日農林水産省告示第2070号

2 変更に係る指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法 変更しない。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び篠栗町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1979号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成22年12月17日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和58年8月8日農林水産省告示第1377号(4に係るものに限る。)
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1980号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成22年12月17日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和58年6月21日農林水産省告示第1011号(3及び5に係るものに限る。)
- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1981号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年12月17日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成22年11月19日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人 福岡医療外国語研究会
 - (2) 代表者の氏名
熊井 善一
 - (3) 主たる事務所の所在地
福岡県福岡市博多区中呉服町5番21号
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、福岡市及び福岡市周辺の病院等の医療現場に従事する人々に対して、医療外国語(専門用語と会話など)の教育に関する事業を行い、医療事業の国際化の進展に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1982号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告す

る。
平成22年12月17日
福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日
平成22年11月19日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称
NPO法人九州ラグビーアカデミー

(2) 代表者の氏名
田中 優次

(3) 主たる事務所の所在地
福岡県福岡市東区香椎照葉1丁目5番57号

(4) 定款に記載された目的
この法人は、青少年に対して、ラグビーの普及・育成に関する事業を行い、ラグビーの振興や競技力の向上に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1983号
特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年12月17日
福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日
平成22年11月22日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称
NPO法人MusicNetworkすみれ会

(2) 代表者の氏名
中村 寛子

(3) 主たる事務所の所在地
福岡県福岡市南区横手2丁目37番22号

(4) 定款に記載された目的
この法人は、音楽の普及拡大を通して感性豊かな人間作りを図ることに依って、健全で且つ活力ある社会の形成に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1984号
特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年12月17日
福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日
平成22年12月2日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称
特定非営利活動法人アイアートレボ

(2) 代表者の氏名
母里 聖徳

(3) 主たる事務所の所在地
福岡県田川市新町21番28号

(4) 定款に記載された目的
この法人は、市民および、芸術の作り手とまちづくりに関わる人々に対して、地域の誇る歴史と文化を活かした芸術と産業の連携による、新たなまちづくりの研究と、展覧会やイベント等の企画運営や、商品・サービスの開発等の、まちづくりと文化芸術活動・産業活動の振興を図る事業を行い、もって不特定多数の利益の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1985号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年12月17日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成22年12月2日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称
特定非営利活動法人たんぼの家

- (2) 代表者の氏名
早川 みどり

- (3) 主たる事務所の所在地
福岡県北九州市小倉北区原町2丁目2番14-408号

- (4) 定款に記載された目的
この法人は、近親者との死別体験者に対し、経験者や心理カウンセラーが心に寄り添い、心のケアを行う（以下 グリーフケアと言う）事業を行い、死別体験が引き金となる事が多い、「うつ状態」や「自殺の予防」など、心のケアについての正しい知識の情報提供を行い、社会全体の死別体験者に寄与することを目的とする。

グリーフ（悲嘆）とは、大切な人や愛する人などを失った時、その喪失体験から生じる深い苦しみや悲しみの感情の事。喪失を体験した時、全ての人が、その深い苦しみや悲しみのプロセスを辿らなくてはならない（悲嘆の仕事；グリーフワーク）。グリーフケアとは、そのグリーフワークを支えて見守る事を意味する。

福岡県告示第1986号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年12月17日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成22年12月6日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称
(変更前)
特定非営利活動法人 高度IT人材アカデミー
(変更後)
特定非営利活動法人 AIP

- (2) 代表者の氏名
本田 敬吉

- (3) 主たる事務所の所在地
福岡県福岡市東区馬出2丁目1番7号 福岡ことぶきビル2F

- (4) 定款に記載された目的
この法人は、高度情報化社会に必要となるスキルを持ち国際的に通用する高度なIT人材を育成するための教育事業を実施することにより、社会におけるITの高度な活用を実現し、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1987号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年12月17日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備 事務所名	道路の 種類	路線名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)

福岡	県道	小下竹府線	前	糟屋郡新宮町大字上府1070番1先から 糟屋郡新宮町下府2丁目1592番789先まで	13.8 ~ 32.0	1,119.0
			前	同上	13.8 ~ 32.0	
久留米	県道	八香女春線	前	うきは市浮羽町妹川2217番4先から うきは市浮羽町妹川603番2先まで	6.0 ~ 32.0	678.6
			後	同上	9.2 ~ 55.8	
		久留米筑後線	前	久留米市高良内町4482番1先から 久留米市高良内町4502番4先まで	4.5 ~ 5.6	70.2
			後	同上	5.3 ~ 10.6	

福岡県告示第1988号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年12月17日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
----------	-------	-----	-------	----	--------------	--------------

朝倉	一般国道	322号	前	朝倉市馬田364番2先から 朝倉市馬田799番先まで	6.7 ~ 8.4	583.0
			後	同上	15.0 ~ 38.0	
	県道	塔瀬十文字小郡線	前	朝倉市佐田5019番先から 朝倉市佐田5193番1先まで	7.5 ~ 9.0	62.0
			後	同上	7.6 ~ 21.0	
北九州	県道	女男石野町線	前	朝倉市長谷山503番2先から 朝倉市千手972番2先まで	3.6 ~ 16.8	388.0
			後	同上	9.9 ~ 19.8	
北九州	県道	福宗玄間像海線	前	福津市津丸1166番5先から 福津市東福間2丁目1213番53先まで	14.6 ~ 23.2	335.0
			後	福津市津丸1166番5先から 福津市東福間2丁目1213番60先まで	14.6 ~ 16.3	

福岡県告示第1989号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成22年12月17日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年12月17日

福岡県知事 麻 生 渡

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
朝 倉	朝 倉 線 小 石 原	朝倉市佐田4607番 1 先から 朝倉市佐田4290番10先まで
	塔 瀬 十 文 字 線 小 郡	朝倉市佐田5019番先から 朝倉市佐田5193番 1 先まで

福岡県告示第1990号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により次のように公示する。

その関係図書は、福岡県県土整備部河川課及び福岡県那珂県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成22年12月17日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 河川の名称
筑後川水系宝満川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
平成22年11月26日
- 3 廃川敷地等の位置
筑紫野市大字下見22番 1 地先から
筑紫野市大字下見22番 3 地先まで
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
土地
1,394.76㎡